## 保育料の軽減措置について

小浜市ではいくつかの保育料の軽減措置があり、代表的なものを下記に記載します。 ※下記以外にも、ひとり親家庭等を対象とした軽減措置があります。 詳しくは、小浜市役所子ども未来課までお問い合わせください。

## 【保育料が無償になるケース】

- 1. 第3子以降の場合
- 2. 父母の市民税合算額が非課税世帯である場合
- 3. 第2子のうち、父母の市民税所得割額の合算額が 169,000 円未満の世帯の場合 (世帯年収 640 万円相当世帯)

※第2子の無償対象者について、令和4年9月より、従来の57,700円未満(世帯年収360万円相当)から169,000円未満(世帯年収640万円相当)まで対象を拡充します。

## ≪上記1~3のイメージ≫

	市民税非課税世帯	市民税所得割額 ~57,700 円 未満世帯	市民税所得割額 57,700 円~ 169,000 円 未満世帯	市民税所得割額 169,000 円 以上世帯
第1子	無償			
第2子	無償	無償	無 償 ※R4.9~	
第3子 以降	無償	無償	無償	無償

※出生順位の数え方について、保護者と生計を一にする子に限ります。 したがって、就労等により、一定以上の収入がある子がいる場合は、当該子どもはカウントの対象外となります。

## 【保育料が半額になるケース】

保育園・認定こども園を利用している子が複数いる場合の、2人目の保育料

※なお、利用している園について、同一であるか否かは問いません。

(例) Aさん・Bさんとも C保育を利用している場合

C保育園			
Aさん	Bさん		
全額	半額		

(例) AさんはC保育園、 BさんはD保育園を利用している場合

C保育園	D保育園
Αさん	Bさん
全額	半額

※ただし、裏面の「無償になるケース」に該当する場合は、そちらが優先されます。

【お問い合わせ】 小浜市 子ども未来課 ☎0770-64-6013(直通)